

監査広報

- 【監査対象課】
 4月Ⅱ議会事務局
 5月Ⅱ企画調整課、経営政策課
 6月Ⅱ環境課、上下水道課
 7月Ⅱ総務課、会計課
 8月Ⅱ市民課、健康課

議会事務局

地方自治法第199条の規定に基づき、平成22年度分予算の執行状況及び事務処理について、平成23年4月から8月までに行った監査の結果をまとめ、市民のみなさんにお知らせします。
 なお、4月につきましては、監査委員 柿添芳文(平成23年9月17日退任)、同 福永寛(平成23年4月29日任期満了)により、5月から8月につきましては、監査委員 柿添芳文(平成23年9月17日退任)、同 岡秀昭(平成23年5月11日選任)により行ったものです。

基づき、契約の相手方が決定したときは、当該決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を行うこと。

適切な事務処理を行うこと。
上下水道課
 ○監査した結果、特に指摘する事項は見受けられなかった。

総務課
 ○備品台帳において、書籍を備品として購入しているが、台帳に記載されていない。備品の管理は、市物品会計規則に基づき、適切な事務処理を行うこと。

事務処理を行うこと。
 ○予備費充用において、過誤納返還金の不足に伴い、予備費から60万円を充用する決裁を課長まで受けているが、50万円以上100万円未満の場合は、副市長の決裁である。市事務決裁規程に基づき、適切な事務処理を行うこと。

健康課

○介護高額合算福岡県仕様対応業務委託において、契約締結日の決裁日より14日後に契約を行っているが、市契約規則に基づき、契約の相手方が決定したときは、当該決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を行うこと。

環境課

○大川市斎場指定管理に関する年度協定書の締結において、締結日に協定書(案)が添付されていない。また、締結報告もなされていない。適切な事務処理を行うこと。

会計課

○監査した結果、特に指摘する事項は見受けられなかった。

市民課

○はり・きゅう施術補助金交付申請において、補助金交付申請書に受診時の本人確認印がないものが見受けられた。厳格な内容審査を行うこと。また、課長の決裁印が洩れているものが多数見受けられた。適切な

○子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進事業費補助金において、補助金交付申請の決裁を課長まで受けているが、国庫県費補助の申請は、金額に係なく副市長の決裁である。市事務決裁規程に基づき、適切な事務処理を行うこと。

企画調整課

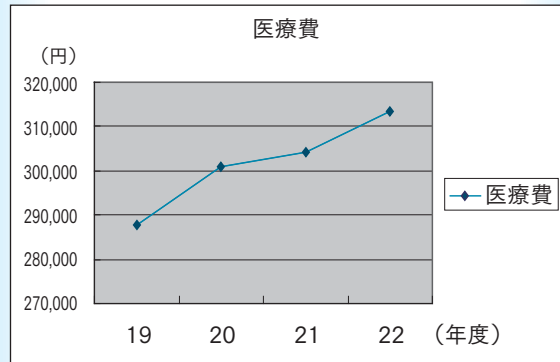
○市報編集用パソコンシステム賃貸借契約において、契約締結日の決裁日より9日後に契約を行っているが、市契約規則に

○福岡県浄化槽整備事業補助金において、補助金交付申請の決裁を課長まで行っているが、国庫県費補助の申請は、金額に係なく副市長の決裁である。市事務決裁規程に基づき、

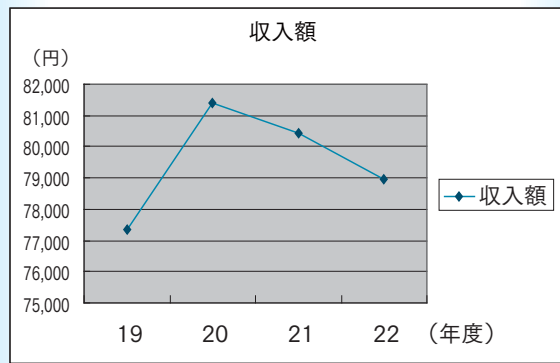
国民健康保険の財政状況

国民健康保険(国保)は加入者のみなさんの保険税と国・県・市の補助金、負担金で運営しています。近年、医療費が増大し国保の財政が非常に厳しい状況にあり、平成22年度の決算では、約7千8百万円の赤字となっています。これは、高齢化の進展、生活習慣病の増加や医療技術の高度化による医療費の伸びと、長引く景気の低迷による保険税収入の伸び悩みが主な要因です。

医療費(一人あたり)



保険税収入額(一人あたり)



この状況が続けば、みなさんの保険税の増額も避けられない状況にあります。
 みなさん一人ひとりのちょっとした心がけで医療費は節約することができます。
 ●年に1回特定健康診査を受けましょう。
 ●疾病の早期発見・早期治療を心がけましょう
 ●適度な運動とバランスの良い食事を心がけましょう
 ●かかりつけ医をもちましょう
 ●かけもち受診は控えましょう
 ●時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
 ●ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。
 ●風邪の季節です。手洗い、うがいなど風邪の予防に心がけましょう。
 安心して医療を受けるために、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

近年、少年による凶悪事件、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子どもが被害者になる事件などが相次いで発生しているほか、違法・有害な情報の氾濫も懸念されています。このような状況の中、子ども・若者の健やかな育成などのため、市や大川市青少年育成市民会議でもこの運動に取り組みます。

【青少年を有害情報・有害環境から守るために】

★青少年が安全に安心してインターネット利用ができるように★

子どもたちの未来に不可欠なインターネットは、一部に心身が未発達な子どもたちが閲覧するには望ましくない情報もあり、子どもが犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースも多く発生しています。このような状況から子どもたちを守るために、インターネットを利用する上で知っておきたい3つのポイントを家族で話し合い、健全なネット環境を築いていきましょう。



●ポイント1「情報モラルの厳守」

子どもに携帯電話を持たせるときは、情報モラルをしっかりと守るよう、家庭で利用目的を決め、有害情報に対する危機意識を持たせましょう。

●ポイント2「フィルタリングの活用」

子どもが使う携帯電話やパソコンにはフィルタリングをかけて、有害情報が含まれるサイトへの接続をしっかりと防止しましょう。

●ポイント3「家庭でのルールづくり」

子どもの健全な成長を守るため、子どものインターネット使用状況や家庭の環境に合わせて、家庭の中でルールを作りましょう。

★青少年に有害な雑誌等を入れる白いポストを設置しています。★

- 大川校区 = 大川コミュニティセンター
- 三又校区 = 三又コミュニティセンター
- 木室校区 = 木室コミュニティセンター
- 田口校区 = JA福岡大城田口支所倉庫横
- 川口校区 = 川口コミュニティセンター前
- 大野島校区 = 大野島コミュニティセンター駐車場横

※このほか、市役所前と西鉄ストアー明治町店前にもあります。

青少年健全育成のため、有害な雑誌などは家族や地域ぐるみで「見せない」「売らない」「買わせない」ようにしましょう。